

日本専門医機構認定 放射線科専門医 資格更新基準 2024 年改訂第 2 版

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能・態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構（以下機構）が認定する放射線科専門医資格の更新は、①勤務実態の証明、②診療実績の証明および③講習受講などをもって行います。

このたび、機構が示した「専門医制度整備指針（第三版）2020 年 2 月」および「整備指針（第三版 2020 年 2 月版）における「専門医の認定・更新」に関する補足説明（2024 年 1 月 19 日一部改訂理事会承認）」に基づき、更新に関する改訂を行ったので、以下に資格更新基準について記載します。これらの記載にしたがって、別紙に示す放射線科専門医認定更新申請書を含む必要書類一式を作成の上、日本医学放射線学会（以下、学会または JRS）気付日本専門医機構宛に提出してください。

この内容は 2021 年度以降に機構専門医を取得する者を対象に、2026 年度から施行します。また、学会認定専門医から移行した機構専門医については、2026 年度に更新を迎える者から正式に運用を開始します。

この更新基準については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

【宛先】公益社団法人 日本医学放射線学会 気付
日本専門医機構放射線科領域専門医制度委員会 宛
(放射線科専門医資格更新認定申請書類一式 在中)

(1) 機構認定放射線科専門医更新申請資格

- ①日本国の医師免許を保有していること。
- ②機構認定放射線科専門医資格を有していること。
- ③機構の専門医管理システムに登録がされていること。
- ④本書類に記載した（2）更新基準を満たすこと。

(2) 更新基準

① 勤務実態の自己申告（必須）

a. 「勤務実態自己申告書（様式 1-2）」の提出

専門医としての活動の実態を把握するために提出が求められます。

勤務形態については、直近 1 年間で、祝日や学会出張等がない平均的な 1 週間の勤務実態を想定して記載してください。

b. 「勤務実態自己申告書：詳細（様式 1-参考資料）」の提出

正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて、勤務実態を検証するために提出を求められることがあります。更新期間中に勤務先や連絡先などの変更があった場合には、自己申告書に現在の正しい情報を記載し、合わせて学会の HP からアクセスする会員マイページの情報も新しいものに更新してください。

なお、様式 1-参考資料は、放射線科領域専門医制度委員会にて保管します。

c. 留意点

- ・ 主に従事する医療機関における専門医更新申請時の勤務時間の目安については、放射線科領域専門医制度委員会で固有の事情に配慮し、医療現場や教育現場への混乱をもたら

さないようします。

- ・ 特に、国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職など特定の事情に対してはそれぞれの状況に応じて具体的対応をとります。(参照：(5)特定の理由のある場合の措置)

② 診療実績の証明（必須）

専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を以下の方法で証明してください。5年間で少なくとも5単位は必要で、上限は10単位です。

a. 症例一覧の提示による証明

- ・ 5年間に診療した症例の一定数について、症例一覧表として提出する方法です。
 <単位算定基準>
 - 1) 画像診断読影件数 50例につき 1単位
 - 2) IVR 施行 5例につき 1単位
 - 3) 放射線治療 5例につき 1単位
- ・ 単位算定基準で換算した 5単位分の診療実績（画像診断、IVR、あるいは放射線治療）を、診療実績表（様式 2-1）とともに提出してください。
- ・ 同様の単位算定基準でさらに 5単位まで追加取得が可能です（合計で 10単位まで）。
- ・ 正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて診療実績を検証することがあります。
- ・ 診療実績の検証が必要になった場合、患者個人情報の適正な管理の上で症例の照合等を的確迅速に行える方策を講じておくことが求められます。
- ・ 放射線科領域専門医制度委員会で不適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て認定の可否を判断します。

b. 臨床カンファレンス出席一覧の提示による証明

- ・ 3回以上更新した専門医の場合、 がんボードなどの定期的な臨床カンファレンスで意見を述べることも重要な診療実績・診療能力の一つです。5年間に出席した自施設の他診療科医師を交えた臨床カンファレンスについて、一覧表（様式 2-1-3）として提出する方法です。
 <単位算定基準>
 - 1) 臨床カンファレンス出席 5回につき出席につき 1単位
 - 2) 同様の単位算定基準で更に 5単位までの取得が可能です。

c. 適切な診療能力の有無の判定を目的とした筆記試験等による証明

- ・ 自己学習し、適切な診療能力を有することを筆記試験などで証明する方法です。
- ・ 具体的な手段については、放射線科領域専門医制度委員会で決定します。
- ・ 特定の理由によって更新できないが自己学習が継続できる場合に限りこの措置を認めます。個別対応となるため、早めに学会事務局へご相談ください（参照：(5)特定の理由のある場合の措置）。
- ・ この場合、付与される放射線科専門医の診療実績に関する単位は 5単位であり、診療実績以外の項目で合計 45単位/5年の単位取得が必要です。

③ 共通講習

各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習を受講する必要があります。

- ・ すべての基本領域専門医が受講する共通項目で、必修講習 A と必修講習 B を合わせた 8単位が求められます。必修講習のうち同じ項目名で異なる内容の講習を受講した場合、

その他の講習を受講した場合、2単位分までが認定され、共通講習全体としての上限は10単位です。

- 必修講習 A 3 項目：医療倫理、感染対策、医療安全(放射線防護含む)、と、必修講習 B 5 項目：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援、ではそれぞれの項目を1単位以上含む必要があります（合計8単位）。その他に任意講習 C：臨床研究・臨床試験、災害医療などに関する講習があります（表1）。
- なお、「整備指針(第三版 2020年2月版)における「専門医の認定・更新」に関する補足説明(2023年10月20日 一部改訂理事会承認)」によれば、多様な地域における診療実績が認定された場合は、必修講習 B (医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済(保険医療等)、両立支援) が免除される、とあります。その場合、共通講習の必須単位は必修講習 A (医療安全(放射線防護含む)、感染対策、医療倫理) の3単位となります。ただしこれは必修講習 B の受講を免除するものであって、「⑥単位取得」に示す5年間で取得すべき合計単位(50単位)を軽減するものではありません(参照：(2) ⑧)。
- 原則として、放射線科領域の共通講習は日本医学放射線学会総会、同秋季臨床大会、同地方会、または日本放射線腫瘍学会学術大会でのみ開催します。
- 1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。
- e-ラーニングについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。
- 原則として、会員 IC カードを用いた受講管理を行い、会員マイページ上に受講が確認できた講習を表示します。
- なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。(ただし、放射線科領域専門医制度委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません)。

表 1. 専門医共通講習一覧

講習会	備 考
医療倫理	必修講習 A : 5 年間に 1 単位以上
感染対策	必修講習 A : 5 年間に 1 単位以上
医療安全(放射線防護含む)	必修講習 A : 5 年間に 1 単位以上
医療安全 (放射線防護以外の内容)	各病院や医師会で開催される機構認定の「医療安全講習会」は必修講習としては扱いません。任意講習となります。
医療制度と法律	必修講習 B : 5 年間に 1 単位以上
地域医療	必修講習 B : 5 年間に 1 単位以上
医療福祉制度	必修講習 B : 5 年間に 1 単位以上
医療経済 (保険医療等)	必修講習 B : 5 年間に 1 単位以上
両立支援	必修講習 B : 5 年間に 1 単位以上
臨床研究・臨床試験	任意講習 C
災害医療	任意講習 C
その他講習会	専門医制度委員会が審議・認定したもの

④ 放射線科領域講習

学会が指定する学術集会・研究会・講習会に参加し、専門医として総合的かつ最新の知識と技能を修得するものです。プロフェッショナル・オートノミーに基づき受講または議論を行います。e-ラーニングにより取得できる単位もあります。

- 少なくとも20単位が必要で、上限はありません。
- 原則として、日本医学放射線学会又は関連する学会の領域講習は放射線科領域専門医制度委員会で審査・認定します。対象は、日本国内で開催される学会主催の教育講演、シンポジウ

- ム、ワークショップ、カテゴリ別セッション、フィルムリーディングセッションや、ハンズオン、eラーニング講習等です。
- ・ 領域講習のうち必ず全更新者が受講すべき領域講習必須には「放射線診断」と「放射線治療」があり、それぞれ1単位、計2単位を取得できます。この単位は上述の20単位に含むことができます。また、この領域講習必須は、現時点ではeラーニングのみで実施しています。
 - ・ 単位付与の対象にできる講習等については、放射線科領域専門医制度委員会で審議、認定されたことをあらかじめ明示します。原則として、会員ICカードを用いた受講管理を行い、会員マイページ上に受講が確認できた講習を表示します。もし、会員ICカードを用いた受講管理ができない場合は、受講者には受講証明書を発行します。
- a. 「講習会等」受講に対する単位付与
- ・ 1～2名の講師による原則1時間の講習会の受講を1単位として算定します。1時間に満たない講習会は認定しません。1テーマ2時間以上の場合は2単位が付与されます。
 - ・ 1回の学術集会における放射線科領域講習と共通講習を合わせた単位取得数の上限は、学術集会の規模に応じて、表2に示します。
 - ・ 「営利団体に支援される（学会等との共催である必要あり）セミナー等」に対しては、放射線科領域専門医制度委員会が予め審査し、機構により承認された場合には1時間1単位が付与されます。
 - ・ ただし、この更新に関する単位付与（表2）については、今後必要に応じて見直しする可能性があります。

表 2. 1回の学術集会での講習受講単位の上限（領域講習と共通講習の合算数）

分類	指定学術集会名	取得可能単位上限
1	JRS 総会、JRS 臨床秋季大会	12
2	JRS 地方会・セミナー	4（1日の場合は2単位）
3-1	JRS 関連学術集会（単独開催）	4（1日の場合は2単位）
3-2	JRS 関連学術集会（JRS 臨床秋季大会併催）	1
4-1	JASTRO 学術集会	8
4-2	JASTRO 部会・セミナー	3（1日の場合は2単位）
5	JCR セミナー（ミッドサマー・ミッドウィンター）	4
6	放射線関連国際学会	0
7	放射線関連全国集会	2
8	その他の全国集会	0
9	放射線関連地域集会（地方、県、市規模など）	1
10	日本医師会生涯教育講演会	1

JRS：日本医学放射線学会

JASTRO：日本放射線腫瘍学会

JCR：放射線専門医会

⑤ 学術業績・診療以外活動の実績

更新単位の算定数は上限が20単位ですが、必須要件ではありません。

表3の放射線科領域専門医制度委員会が指定する学術集会分類1～10と参加に対する単位付与、表4の各学術集会参加に対する単位付与、および表4の学術業績・診療外活動と取得単位数を参照してください。ただし、この更新に関する単位付与（表3～4）については、今後必要に応じて見直しする可能性があります。

- a. 放射線科領域専門医制度委員会が指定する学術集会参加に対する単位付与（表 3）
- ・ 表 3 の分類 1～10 の各学術集会（以下、「指定学術集会」という）は参加することで、1～3 単位の更新単位が付与されます。
 - ・ ただし、学術集会参加による単位は、5 年間で上限 6 単位までが算定されます。ただし、セッション等への参加を伴わない単なる出席登録などは単位として認められません。
- b. 指定学術集会での活動に対する単位付与（表 4）
- ・ 放射線科領域専門医制度委員会が指定する学術集会（地方会等を含む）での発表では、筆頭発表者（演者）に 1 単位が付与されます。算定に上限回数の制限はありません。
 - ・ 学術発表で指導等を含め最も貢献度の高い共同発表者 1 名には、1 単位が付与されます。単位付与の対象となる共同発表者は第 2 発表者とするのが望ましい、とされています。算定に上限回数の制限はありません。
 - ・ 放射線科領域専門医制度委員会が指定する学術集会（地方会等を含む）や講習会における司会者・座長には 1 単位が付与され、算定に上限回数の制限はありません
 - ・ ただし、放射線科領域専門医制度委員会が指定する学術集会での上記活動を証明できる抄録、プログラム等のコピーを提出する必要があります。
 - ・ 共通講習や領域講習の講師で 1 時間以上の講習を 1 名で担当した場合には 2 単位が付与されます。1 時間の講習を複数名の講師で担当した場合にはそれぞれの講師に 1 単位が付与されます。
 - ・ 共通講習や領域講習の司会者・座長には、講習時間にかかわらず 1 単位が付与されます。
 - ・ 営利団体等が主催するランチョンセミナーや講演会等での演者ならびに司会者・座長は、単位付与の対象外となります。
- c. 論文発表に対する単位付与（表 4）
- ・ 査読のある論文発表では、筆頭著者に 2 単位が付与されます。算定に上限回数の制限はありません。
 - ・ 査読のある論文発表では、corresponding author を含め共同著者全員にそれぞれ 1 単位が付与されます。算定に上限回数の制限はありません。
- d. 論文査読に対する単位付与（表 4）
- ・ 学術雑誌の査読を行った場合には、査読者に、1 論文につき 1 単位が付与されます。算定に上限回数の制限はありません。査読開始から accept または reject 判定となるまでの過程を 1 回の査読とみなします、著者に revision を求めたにも関わらず、査読内容を送信してから 90 日経過しても再査読の依頼が来ない場合も査読終了と考え 1 回の査読とみなします。
 - ・ 査読論文の特定に結びつく箇所については削除した形での記録のコピーか、または編集委員会発行による査読の事実を示す証明書（コピー可）を提出してください（論文情報等の詳細は不要）。
- e. JRS 委員会活動に対する単位付与（表 4）
- ・ 専門医試験問題作成、試験委員・監督など試験に関する業務に携わった場合、1 年度につき 1 単位算定できます（委員としての委嘱状のコピーを提出すること）。算定に上限回数の制限はありません。
 - ・ その他の委員会活動にも、各委員会で 1 年度につき 1 単位ずつが付与されます。算定に上限回数の制限はありません。
- f. その他の活動に対する単位付与（表 4）
- ・ 地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合、約 1 時間で 1 単位算定できます（ただし、講演会プログラム等を提出すること）。算定に上限回数の制限はありません。・ 校医を 1 年以上務めた場合、2 単位が付与されます（委嘱状のコピーを提出すること）。た

- だし、算定の上限は5年間で2単位です。
- 学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合は、1年度につき2単位が付与されます。
 - その他、単位付与に相当する活動について、適宜放射線科領域専門医制度委員会および理事会が認めた場合は新たに単位を付与することができます（例：日本放射線技師会の告示研修講師）
- g. 放射線科領域学術業績等証明書
様式5に添付してください。

表3. 各学術集会参加に対する単位付与（5年間で合計6単位、7年間で8単位が上限）

分類	指定学術集会名	参加単位数
1	JRS 総会、JRS 臨床秋季大会	3
2	JRS 地方会・セミナー	2
3-1	JRS 関連学術集会（単独開催）	2
3-2	JRS 関連学術集会（JRS 臨床秋季大会併催）	0
4-1	JASTRO 学術集会	2
4-2	JASTRO 部会・セミナー	2
5	JCR セミナー（ミッドサマー・ミッドウィンター）	1
6	放射線関連国際学会	2
7	放射線関連全国集会	2
8	その他の全国集会	1
9	放射線関連地域集会（地方、県、市規模など）	1
10	日本医学会総会講演会	2

JRS: 日本医学放射線学会

JASTRO: 日本放射線腫瘍学会

JCR: 放射線専門医会

表4. 学術業績・診療外活動と取得単位数

学術活動・診療外活動	単位数
指定学術集会	
• 筆頭発表	1
• 最も貢献度の高い共同発表	1
• 司会（座長）	1
論文発表（著者）	
• 査読のある 原著論文の筆頭著者	2
• 査読のある 原著論文の共著者（corresponding author も含む）	1
論文査読	
• 英語論文の査読	1
• 日本語論文の査読	1
JRS 委員会等活動	
• 専門医試験問題作成に関する業務	1
• JRS 各種委員会等業務	1
その他	
• 市民講座等での講演（60分）	1
• 校医	2
• 医療事故調査制度の外部委員	2

校医は5年で2単位が上限

- ・ 以上の直近 5 年間で取得した i) ~iv) の更新単位数を、単位集計表（様式 6）に記入し、放射線科専門医資格更新に必要な単位数を満たしていることを確認してください。
- ⑥ 更新単位取得：50 単位／5 年間（サブスペ専門医研修を 2 年で修了し翌年の認定試験に合格した場合の初回更新は 70 単位／7 年）（必須）
- ・ 放射線科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i) ~iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。
 - ・ 表 5 に 4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示します。合計 50 単位の取得を求めます。
 - ・ 放射線科専門医を取得後、放射線診断専門医または放射線治療専門医（サブスペシャリティ専門医）になるための研修を修了し、同専門医認定試験に合格した場合は、放射線科専門医資格の初回更新をサブスペシャリティ専門医更新と同時にを行います。すなわち、放射線科専門医を取得後、順調に研修と試験をクリアできれば 2 年後にサブスペシャリティ専門医を得ることになり、その 5 年後に初回の同時更新を行うこととなります。放射線科専門医取得からは 7 年後となるため、更新単位も 70 単位必要です。各項目の上限単位は、7 年後の場合 1.4 倍まで認められます。この内容は 2021 年 12 月日本専門医機構からの承認を得ています。
何らかの理由でサブスペシャリティ専門医取得が遅れた場合は、遅れた期間分、更新に必要な単位数が増えることとなります（10 単位／年）（表 6）。その後、2 回目からの更新は放射線科専門医が 5 年後、サブスペシャリティ専門医も 5 年後であるため、常に同時に更新時期を迎えます。
 - ・ 表 6 では放射線科専門医を取得してからサブスペシャリティ専門医を取得するまでの期間が、通常 2 年のところ、1 年遅れて 3 年かかった、または 2 年遅れて 4 年かかった場合の取得すべき単位数を記載してあります。もし、何らかの理由でそれ以上の期間がかかるのであれば、放射線科専門医の更新を通常の 5 年目に行い、その後サブスペシャリティ専門医の認定試験を受験することとします。この後の同時更新のための更新時期の調整は、その時点で日本専門医機構と相談します。

表 5. 放射線科専門医：通常更新に必要な単位

項目	取得単位（5 年間）
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	少なくとも 5 単位、上限 10 単位
ii) 専門医共通講習	少なくとも 8 単位、上限 10 単位 （このうち 8 単位は必修講習）
iii) 放射線科領域講習	少なくとも 20 単位 （このうち 2 単位は「放射線診断」および「放射線治療」の必須講習）
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	上限 20 単位

表 6. 放射線科専門医：初回更新に必要な単位（サブスペシャリティ専門医との同時更新のため）

項目	取得単位（5年間）：サブスペシャリティ専門医を取得しない場合	取得単位（7年間）：サブスペシャリティ専門医をただちに取得した場合	取得単位（8年間）：サブスペシャリティ専門医を1年遅れて取得した場合	取得単位（9年間）：サブスペシャリティ専門医を2年遅れて取得した場合
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	少なくとも5単位、上限10単位	少なくとも5単位、上限14単位	少なくとも5単位、上限16単位	少なくとも5単位、上限18単位
ii) 専門医共通講習	少なくとも8単位、上限10単位（このうち8単位は必修講習）	少なくとも8単位、上限14単位（このうち8単位は必修講習）	少なくとも8単位、上限16単位（このうち8単位は必修講習）	少なくとも8単位、上限18単位（このうち8単位は必修講習）
iii) 放射線科領域講習	少なくとも20単位（このうち2単位は「放射線診断」および「放射線治療」の必須講習）	少なくとも20単位（このうち2単位は「放射線診断」および「放射線治療」の必須講習）	少なくとも20単位（このうち2単位は「放射線診断」および「放射線治療」の必須講習）	少なくとも20単位（このうち2単位は「放射線診断」および「放射線治療」の必須講習）
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	上限20単位	上限28単位	上限32単位	上限36単位
必要な単位の合計	50単位以上	70単位以上	80単位以上	90単位以上

*2回目以降の更新には5年間の値を用いる。

⑦ 更新審査

「専門医の質」の担保は更新時にも求められます。①～⑥で示した更新基準を満たすには、診療への従事、専門医としての共通講習および放射線科領域講習の受講などが必要です。放射線科専門医を基盤とした放射線科サブスペシャリティ専門医として診療に従事すると、種々の疾患の最新の診療方針を理解しておくことの重要性が理解でき、その目的に放射線領域講習は大いに役立ちます。それだけでなく、領域講習必須として「放射線診断」と「放射線治療」講習では、その分野に関する進歩や新しい技術の紹介を行います。これはe-ラーニング形式で行われ、受講後の確認テストは放射線診断領域および放射線治療領域を振り返る際に大変重要となり、更新審査の確認テストの役割を担うことができます。

⑧ 多様な地域における診療実績

医師の生涯教育の一環として、更新3期目（17年間）までの間で、そのうちの最低1年間を医師が比較的少ない都道府県（2018年の放射線科の足下充足率が0.8以下：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野、岐阜、静岡）で勤務することで、多様な地域における診療を通じて幅広い経験を積むことにより充実した生涯教育になるものと思われまます。

上記の多様な地域における診療実績が認定された場合は、共通講習全領域のうち、必修講習B:医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援の受講を1回の更新に限り免除することとします。この措置は受講の免除であり単位の免除ではありません。必修講習B受講で付与されるはずの5単位を他の活動で得て、更新に必要な50単位とする必要があります。

なお、専攻医時代に連携プログラム、または、同等の地域における研修をした者は、その旨機構に連絡（マイページに記載）することで、多様な地域における診療実績と見なします。

また、学会専門医から移行、更新した機構専門医も、対象地域で1年以上の研修または勤務の経験がある場合は、多様な地域における診療実績と見なし、2026年度以降の初回の更新時の共通講習必修講習Bの受講を免除します。

(3) 更新認定

各領域学会は専門医更新基準を明確に設定し、機構の認定を受け公表します。
 専門医の更新は、各基本領域学会で一次審査を行い、機構が二次審査を行い認定します。
 機構は、二次審査に合格した専門医更新申請者について、各領域学会に通知します。
 各領域学会は、専門医更新合格者に対してその旨を通知し、当該領域学会名、および、機構の連名で更新認定証を発行します。
 各領域学会と機構は専門医認定更新認定に要する経費や個人情報保護に関する契約を締結します。

(4) 連続して複数回の更新を経た専門医の更新について

連続して3回以上の更新を経た放射線科専門医の場合、これまでは診療実績の証明を免除してきました。しかし、専門医としての総合的な能力を担保するために診療実績の証明の免除は行なわないことが、専門医機構の「専門医の認定・更新」に関する整備指針（2023年10月20日一部改訂）で示されました。このため、専門医資格を有する全医師が5年間の診療実績を確認しておく必要があります。ただし、診療現場にいるが病院長に就任するなど、やむを得ない理由のため放射線科専門医としての診療実績の証明が困難な場合、学会への申請により承認されれば、診療実績の代替学修を実施し、診療実績の証明とすることができます。この場合付与される診療実績に関する単位は5単位です。代替学修の詳細については、今後学会HP等でお知らせします。

(5) 特定の理由のある場合の措置

特定の理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職就任、公的機関への出向など）のために専門医の更新が困難な場合は、状況によって以下の3つの対応に分かれます。いずれの場合も前もっての事務手続きが必要となりますので、早めに学会事務局にご相談下さい。

① 休止：機構専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難な場合
 活動休止申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、放射線領域専門医制度委員会と機構専門医認定・更新委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。休止期間中は機構専門医資格を休止という形で保有できますが、機構専門医と称することができません。休止期間中の診療実績や講習会受講は更新の単位として認められません。休止を希望する場合は、初回の申請で最長2年までの休止が認められますが、1年ごとの申請を延長することも可能です。途中月単位での切り上げは当面認められません。休止の延長を希望する場合は延長申請を1年ごとに行い、休止期間は5年を上限とします。休止期間明けの資格更新においては、休止期間を除く前後5年で更新基準を満たす必要があります。

② 診療実績の証明が困難：機構専門医としての定期的な診療活動が不可能でも自己学習などが継続できる場合
 機構専門医更新基準のうち、診療実績の基準を満たすことが不可能でも、共通講習、領域講習および学術業績の更新基準を満たすことができる場合は、次回更新時に放射線領域専門医制度委員会と機構専門医認定・更新委員会に理由書を提出し、承認が得られれば、診療実績

の項目C「適切な診療能力の有無の判定を目的とした筆記試験等による証明」をもって領域の定める診療実績の不足分を補うことができます。自己学習が継続できる場合に限り、診療実績の証明の代わりに「適切な診療能力の有無の判定を目的とした筆記試験等による証明」の実施を考慮します。この場合付与される診療実績に関する単位は5単位です。

③ 更新猶予：所定の期間に更新基準を満たすことができない場合

更新猶予申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、放射線科領域専門医制度委員会と機構専門医認定・更新委員会で審査／承認された場合1年間更新を猶予することができます。更新期限を過ぎる前に更新猶予の申請を行って下さい。猶予期間中も機構専門医資格を維持することができます。この場合通常5年の所を6年目で更新することになりますが、1年遡及し5年間の認定期間として更新認定となるため、更新直前は4年後、その後は5年ごとの更新をすることとなります。

(6) 上記 (5) 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合

(5) 以外の何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、機構専門医資格の更新ができなかった場合には、放射線科領域専門医制度委員会で審査を受けなければなりません。審査において、正当な理由があると認められた場合には失効後1年以内に更新基準をみたくことで機構専門医資格を復活することができます。

過去に学会あるいは機構専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、それが放射線科領域専門医制度委員会で認められ、機構で承認された場合に限り、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できます。

(7) 専門医資格の停止・喪失・取消

① 機構認定専門医資格の停止

- ・学会理事会における審議により会員資格が停止されたとき

停止の期間：学会における会員資格停止期間

② 機構認定専門医資格の喪失

- ・学会理事会における審議で会員資格を喪失したとき

③ 機構認定専門医資格の取消

- ・学会理事会における審議で、機構認定専門医の申請または専門医資格更新の申請に、虚偽または、重大な誤りがあったと判断されたとき

④ 専門医登録簿からの削除

機構専門医資格の停止、喪失、又は取消となった者は専門医登録簿から削除されます。

⑤ 専門医認定証の返還

- ・機構専門医資格の停止、喪失、又は取消となった者は専門医認定証を速やかに返還しなければなりません。

(8) 更新忘れに対する対応

機構専門医の更新忘れによる資格喪失を防ぐことが原則です。

そのための対策として学会は該当者に対し事前に複数回の情報提供を必ず行います。

機構専門医が上記の情報提供にもかかわらず、更新を忘れ、資格喪失後1年以内にそのことに気づいた場合は理由書を添えて資格喪失事由発生時から起算して1年間の更新猶予申請を行うことができます。一般に更新猶予の事後申請は受け付けられません、放射線科領域専門

医制度委員会で十分な調査と審議を経て、正当な理由があると判断されたもののみ審査対象となります。

上記情報提供にもかかわらず、資格喪失後1年を経たものは資格を放棄したものとみなします。ただし、放射線科領域専門医制度委員会での個別の調査と審議を経た上で、機構で承認された場合に限り5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる場合があります。

(様式 1-1)

日本専門医機構認定 放射線科専門医認定更新申請書

20 年 月 日

一般社団法人 日本専門医機構 御中

フリガナ

氏 名 _____

生年月日 (昭和・平成 年) 西暦 _____ 年 月 日

勤務先名 _____

勤務先住所 〒 - _____ TEL : _____

自宅住所 〒 - _____ TEL : _____

メールアドレス (任意) アドレス1 _____
 アドレス2 _____

医籍登録番号 第 _____ 号

医籍登録年月日 _____ 年 月 日

学 位 有 (_____ 年 月取得) ・ 無

専門医登録

放射線科専門医登録番号 第 _____ 号 初回認定日 _____ 年 月 日

放射線 (診断・治療) 専門医登録番号 第 _____ 号

初回認定日 _____ 年 月 日

現在の認定期間 _____ 年 9 月 1 日 ~ _____ 年 8 月 31 日

研修指導者 初回認定日 _____ 年 月 日

現在の認定期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

(様式 1-2)

勤務実態の自己申告 (必須)

氏 名 _____

申告日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

勤務実態

勤務形態については、直近 1 年間の実態を、1 週間当たりの診療関与時間で記載ください。

- ・ 勤務形態 (主に従事する医療機関の記載は必須: a. b. c. いずれかを選択)
 - a. 病院放射線科で常勤医師として勤務している (はい、いいえ)
 () 時間/週 勤務先 ()
 - b. 診療所放射線科常勤医師として勤務している (はい、いいえ)
 () 時間/週 勤務先 ()
 - c. 病院または診療所で放射線科非常勤医師として勤務している (複数ある場合はすべて記載)
 () 時間/週 勤務先 ()
 () 時間/週 勤務先 ()
 () 時間/週 勤務先 ()
- ・ その他
 () 時間/週 勤務内容 ()

前回学会認定後申請時までの職歴等

- ・ 診断専門医: 日本医学放射線学会認定
- ・ 治療専門医: 日本医学放射線学会・日本放射線腫瘍学会共同認定

期 間	勤 務 先	職 名
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		

※前回認定時と変更のない場合もご記入ください。

※大学院、留学の場合は勤務先欄にその旨を記載してください。

※教育施設に非常勤で所属の場合は、主たる職歴に並列して記載してください。

(様式 1-参考資料)

氏 名 _____

申告日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

勤務実態自己申告書 (詳細)

以下は専門医の活動の実態を把握するための参考とします。
 祝日や学会出張等がない平均的な 1 週間の勤務実態を想定して記載してください。

診療活動	小計 () 時間/週
画像検査・画像診断 () 時間/週	
IVR (外来診療) () 時間/週	
IVR (入院診療) () 時間/週	
放射線治療 (外来診療) () 時間/週	
放射線治療 (入院診療) () 時間/週	
その他 : _____ () 時間/週	
診療管理と教育活動	小計 () 時間/週
カンファレンス () 時間/週	
診療に関わる委員会活動 () 時間/週	
学生・研修医・専攻医指導 () 時間/週	
メディカルスタッフ指導 () 時間/週	
その他の臨床的活動	小計 () 時間/週
健康相談 () 時間/週	
臨床に関わる書類作成 () 時間/週	
その他 : () 時間/週	
専門医として相応しい病院外での医療活動	小計 () 時間/週
内容記載→ _____ () 時間/週	
内容記載→ _____ () 時間/週	

(様式 2-1-3)

3 回以上更新した専門医対象

臨床カンファレンス出席一覧表 (5 回で 1 単位、5 単位まで取得可)

(エクセル表で差し替えます)

開催日	開催時間	臨床カンファレンス名	参加した 他の診療科名	取り扱った 代表的疾患名
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			
年 月 日	: ~ :			

* 患者情報の管理に留意すること

(様式 3)

氏 名 (自署) _____ 印

専門医共通講習受講証明書

単位集計表 (様式 6) に記載した単位に相当するものを添付してください。

(様式 4)

氏 名 (自署) _____ 印

放射線科領域講習受講証明書

単位集計表 (様式 6) に記載した単位に相当するものを添付してください。

(様式 5)

放射線科領域学術業績等証明書

単位集計表（様式 6）に記載した単位に相当するものを添付してください。

(様式 6)

氏 名 _____

放射線科専門医更新用 単位集計表 (サブスペ専門医取未 5年目更新 50単位)

直近 5 年間の更新単位		取得単位数	放射線科専門医 必要単位数
i) 診療実績の証明	a. 画像診断 + IVR	単位	0~10 単位
	b. 放射線治療	単位	0~10 単位
	c. カンファレンス出席 (3回以上更新者のみ)	単位	0~5 単位
	d. e-test (特定の理由がある場合)	単位	5 単位
	a+b+c または d	① 単位	5 単位以上~10 単位まで
ii) 専門医共通講習	a. 必修講習 A	医療安全 (防護): 単位	3 単位以上必要 (各 1 単位以上必要)
		感染対策: 単位	
		医療倫理: 単位	
	b. 必修講習 B 多様な地域での勤務に 基づく必修講習 B 免除 を申請する場合は、□内 にチェックを入れてく ださい。(通算 1 回のみ) □必須講習 B 免除申請: 勤務時期 _____ 勤務地 (道/県) _____	医療制度と法律: 単位	5 単位以上必要 (各 1 単位以上必要)
		地域医療: 単位	
		医療福祉制度: 単位	
		医療経済: 単位	
c. その他	単位	0~ 2 単位	
a+b+c	② 単位	(免除では 3) 8~10 単位 (必修各 1 単位以上を含む)	
iii) 放射線科領域講習	a. 基本領域必須講習	放射線診断: 単位	2 単位以上必要 (各 1 単位以上必要)
		放射線治療: 単位	
	b. その他	単位	
	a+b	③ 単位	20 単位以上 (必須 2 単位以上)
iv) 学術業績・診療以外の活動実績		① 単位	0~20 単位
総合計 (①+②+③+④) *②、③では必修・必須講習単位を確認のこと		単位	総計 50 単位以上

事務局記入欄

日本医学放射線学会会員番号 _____
日本放射線腫瘍学会会員番号 _____

受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(様式 6)

氏 名 _____

放射線科専門医更新用 単位集計表 (放射線科専門医取得後 7年・8年・9年)

7年目取得単位を示す (8, 9年目の単位数は、表 6 参照)		取得単位数	放射線科専門医 必要単位数
i) 診療実績の証明	a. 画像診断 + IVR	単位	0~10 単位
	b. 放射線治療	単位	0~10 単位
	c. カンファレンス出席 (3 回以上更新者のみ)	単位	0~5 単位
	d. e-test (特定の理由がある場合)	単位	5 単位
	a+b+c または d	① 単位	5 単位以上~14 単位まで
ii) 専門医共通講習	a. 必修講習 A	医療安全 (防護): 単位	3 単位以上必要 (各 1 単位以上必要)
		感染対策: 単位	
		医療倫理: 単位	
	b. 必修講習 B 多様な地域での勤務に 基づく必修講習 B 免除 を申請する場合は、 <input type="checkbox"/> に チェックを入れてくだ さい。(通算 1 回のみ) <input type="checkbox"/> 必須講習 B 免除申請: 勤務時期 _____ 勤務地 (道/県) _____	医療制度と法律: 単位	5 単位以上必要 (各 1 単位以上必要)
		地域医療: 単位	
		医療福祉制度: 単位	
		医療経済: 単位	
c. その他	単位	0~ 2 単位	
a+b+c	② 単位	(免除では 3)8~14 単位 (必修各 1 単位以上を含む)	
iii) 放射線科領域講習	a. 基本領域必須講習	放射線診断: 単位	2 単位以上必要 (各 1 単位以上必要)
		放射線治療: 単位	
	b. その他	単位	
	a+b	③ 単位	10 単位以上 (必須 2 単位以上)
iv) 学術業績・診療以外の活動実績		④ 単位	0~28 単位
総合計 (①+②+③+④) *②、③では必修・必須講習単位を確認のこと		単位	総計 70 単位以上 (8年目 80 単位、9年目 90 単位)

事務局記入欄

日本医学放射線学会会員番号 _____
日本放射線腫瘍学会会員番号 _____

受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(参考資料 1)

JRS・JASTRO 共同学術集会単位一覧表
放射線科領域専門医

(別ファイル)